

第 1 章 基本姿勢

考え方

- 町全体の再生・復興・発展を目指し、たとえ長い年月を要するとしても決してあきらめることなく、帰還困難区域全体を再生します。
- 「地域と地域」、そして、「地域と人」とのつながりを保ち育み、将来に希望が持てる地域の再生を目指します。
- 早期再生の実現に向け、特定復興再生拠点区域から段階的に取り組みます。

方向性

- 優良な地域資源を再評価し、次世代に“ふるさと”を継承します。
- 地域の資源価値を高め、関心と交流を生む新たな魅力を創出します。
- 新技術の導入や新産業の集積等により、先駆的な再生・発展のモデル地域を創造します。

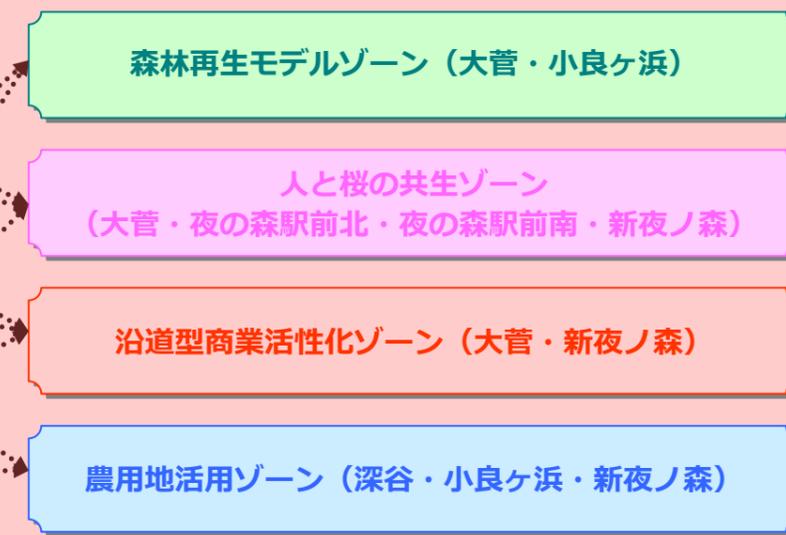
第 2 章 現状や地域の特徴

- (1) 帰還困難区域の指定経緯と行政区
- (2) 面積・世帯・人口
- (3) 土地利用状況
- (4) 歴史的・文化的財産
- (5) 帰還に対する町民意向
- (6) 除染状況

第 3 章 再生・発展に向けた検討



第 4 章 再生・発展に向けた土地利用方針



第 5 章 特定復興再生拠点区域復興再生計画

特定復興再生拠点区域設定の基本的な考え方

- 本格除染や社会インフラの復旧が進み、居住環境の整備、生業再開や創業の実現性を踏まえた設定
- 特定復興再生拠点区域と解除された地域との交流・交通等を考慮した設定
- 5年後の2022(平成34)年度までに避難指示区域の解除ができる可能性を踏まえた設定
※将来にわたって、特定復興再生拠点区域以外の区域も国や県と連携し、復旧・復興を推進します。

復興再生に向けたスケジュール

- 【第1期整備】2018～2022年度(平成30～平成34年度)
生活圏、シンボルなどを含めた地域交流空間の整備 他
- 【第2期整備】2023～2027年度(平成35～平成39年度)
特定復興再生拠点区域の範囲拡大と更なる環境整備

※参考資料：放射線量率と除染の効果(現在の放射線量率と除染による放射線量率低減の予測)